県章

和歌山県報

発行　和　歌　山　県
和歌山市小松原通一丁目１番地
毎週火、金曜日発行

目　次（＊については県例規集登載事項）　（取扱課室名）　ページ

○　規則
＊62　和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則　（行政改革課）...... 1
○　告示
1448　特定非営利活動法人の設立認証の申請　（県民生活課）...... 3
1449　特定非営利活動法人の定款変更認証の申請　（　〃　）...... 3
1450　和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効　（薬務課）...... 4
1451　和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定　（　〃　）...... 4
1452　和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定　（　〃　）...... 6
1453　大規模小売店舗の変更の届出　（商工振興課）...... 6
1454　地域森林計画の案の縦覧　（林業振興課）...... 7
1455　保安林の指定施業要件の変更　（森林整備課）...... 8
1456　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定　（砂防課）...... 8
1457　道路の位置の指定　（都市政策課）...... 9
○　人事委員会告示
＊14　職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程　...... 9
15　平成2年和歌山県人事委員会告示第2号（選考職種の採用資格要件）の一部改正　...... 9
○　選挙管理委員会告示
＊111　平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部改正　..... 10

規　　則

和歌山県規則第62号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年11月21日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第35号カ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「第3条第3号」を「第3条ただし書」に改め、「薬局製造販売医薬品」の次に「（以下「薬局製造販売医薬品」という。）」を加え、同号ホ中「若しくは医療機器の」を「、医療機器若しくは再生医療等製品の」に、「賃貸業者」を「貸与業者」に、「若しくは医療機器を」を「、医療機器若しくは再生医療等製品を」に改め、同号ホを同号レとし、同号ヘを同号ルとし、同号フ中「又は」を「、」に、「賃貸業者」を「貸与業者又は再生医療等製品の販売業者」に改め、同号フを同号リとし、同号ヒを同号ラとし、同号ハ中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号ハを同号マとし、同号マの次に次のように加える。

ミ　第40条の5第1項の規定による再生医療等製品の販売業の許可
ム　第40条の5第4項の規定による再生医療等製品の販売業の許可更新

メ　第40条の6第2項の規定による再生医療等製品営業所管理者が、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する許可

モ　第40条の7第1項の規定による再生医療等製品の販売業の休廃止等届出の受理

ヤ　第68条の6の規定による特定医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は特定医療機器を取り扱う医師その他の医療関係者に対する必要な指導及び助言

ユ　第68条の8の規定による再生医療等製品の販売業者、再生医療等製品取扱医療関係者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の管理者に対する必要な指導及び助言

ヨ　第68条の23の規定による生物由来製品の販売業者若しくは貸与業者、特定生物由来製品取扱医療関係者若しくは薬局の管理者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の管理者に対する必要な指導及び助言

第4条第35号ノ中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号ノを同号ホとし、同号ネ中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号ネを同号ヘとし、同号ヌ中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号ヌを同号ヒとし、同号ヒの次に次のように加える。

フ　第39条の2第2項の規定による高度管理医療機器等営業所管理者が、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する許可

第4条第35号ニ中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号ニを同号ハとし、同号テから同号ナまでを同号ヌから同号ノまでとし、同号ツを同号ナとし、同号ナの次に次のように加える。

ニ　第35条第3項の規定による医薬品営業所管理者が、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する許可

第4条第35号チを同号トとし、同号タ中「医薬品販売業」を「医薬品の販売業」に改め、同号タを同号ツとし、同号ツの次に次のように加える。

テ　第28条第3項の規定による店舗管理者が、その店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事する許可

第4条第35号ソ中「医薬品販売業」を「医薬品の販売業」に改め、同号ソを同号チとし、同号スから同号セまでを同号ソから同号タまでとし、同号シを同号スとし、同号スの次に次のように加える。

セ　第17条第4項の規定による医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造を管理する者が、その製造所以外の場所で業として製造所の管理その他薬事に関する実務に従事する許可

第4条第35号サを同号シとし、同号コの次に次のように加える。

サ　第14条第10項の規定による医薬品の製造販売のうち、薬局製造販売医薬品の軽微な変更の届出の受理

第4条第36号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同号チ中「薬局開設、医薬品販売業又は」を「医薬品の販売業、」に、「賃貸業、医薬品販売先等変更」を「貸与業又は再生医療等製品の販売業」に改め、同号チを同号ニとし、同号タ中「薬局開設、医薬品販売業又は」を「医薬品の販売業、」に、「賃貸業」を「貸与業又は再生医療等製品の販売業」に改め、同号タを同号ナとし、同号ソ中「第46条」を「第46条第1項」に、「薬局開設、医薬品販売業又は」を「申請に対する医薬品の販売業、」に、「賃貸業、医薬品販売先等変更」を「貸与業又は再生医療等製品の販売業」に改め、「再交付」の次に「及び同条第3項の規定による許可証の返納の受理」を加え、同号ソを同号トとし、同号セ中「第45条」を「第45条第1項」に、「薬局開設、医薬品販売業又は」を「申請に対する医薬品の販売業、」に、「賃貸業、医薬品販売先等変更」を「貸与業又は再生医療等製品の販売業」に改め、同号セを同号テとし、同号ス中「薬局開設、医薬品販売業又は」を「医薬品の販売業、」に、「賃貸業」を「貸与業又は再生医療等製品の販売業」に改め、同号スを同号ツとし、同号シ中「第19条」を「第19条第1項」に改め、同号シを同号チとし、同号サ中「第15条」を「第15条第1項」に改め、同号サを同号タとし、同号コ中「第14条」を「第14条第1項」に改め、同号コを同号ソとし、同号ケ中「第13条」を「第13条第1項」に改め、「よる」の次に「申請に対する」を、「再交付」の次に

「及び同条第4項の規定による許可証の返納の受理」を加え、同号ケを同号セとし、同号ク中「第12条」を「第12条第1項」に改め、「よる」の次に「申請に対する」を加え、同号クを同号スとし、同号キ中「第11条」を「第11条第1項」に改め、同号キを同号シとし、同号カ中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同号カを同号サとし、同号オ中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同号オを同号コとし、同号エ中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「よる」の次に「申請に対する」を、「再交付」の次に「及び同条第4項の規定による許可証の返納の受理」を加え、同号エを同号ケとし、同号ウ中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「よる」の次に「申請に対する」を加え、同号ウを同号クとし、同号イ中「第4条」を「第4条第1項」に改め、同号イを同号キとし、同号アを同号カとし、同号カの前に次のように加える。

ア　第1条の4の規定による薬局開設の許可証の交付

イ　第1条の5第1項の規定による申請に対する薬局開設の許可証の書換え交付

ウ　第1条の6第1項の規定による申請に対する薬局開設の許可証の再交付及び同条第3項の規定による許可証の返納の受理

エ　第1条の7の規定による薬局開設の許可証の返納の受理

オ　第1条の8の規定による薬局開設の許可台帳に関すること。

第4条第37号中「薬事法施行規則（」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（」に改め、同号カ中「書き換え交付」を「書換え交付」に改める。

附　則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

告　示

和歌山県告示第1448号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県ＮＰＯサポートセンターに備え置いて、平成27年1月5日まで縦覧に供する。

平成26年11月21日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　申請年月日

平成26年11月5日

2　名称

特定非営利活動法人和歌山市精神障害者家族会つばさの会

3　代表者の氏名

岡田道子

4　主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市岩橋643番地

5　定款に記載された目的

この法人は、和歌山市に居住する精神障害者を抱える家族が自分達の悩みを解決し合うと同時に精神障害者の人権を守り、治療を促進、福祉の向上、社会復帰を図る。

相互扶助を旨として行動団結し、教育研鑽（さん）を深め、全員自らの偏見を捨て社会の偏見にも勝ち、生活の安定と地位の向上を図ることを目的とする。

和歌山県告示第1449号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県ＮＰＯサポートセンターに備え置いて、平成27年1月7日まで縦覧に供する。

平成26年11月21日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　申請年月日

平成26年11月7日

2　名称

特定非営利活動法人SPORTS PRODUCE 熊野

3　代表者の氏名

角口賀敏

4　主たる事務所の所在地

和歌山県新宮市浮島1番25号　キナンビル2階

5　定款に記載された目的

この法人は、健全な市民生活を営み、地域社会を構成する人々に対して、スポーツを通じて更なる活性化と相互交流によって培われた精神を、広く地域社会・人々に還元することを目的とする。

和歌山県告示第1450号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成26年11月21日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　失効する知事監視製品

(1) 次の写真に示すとおり、被包に「MAX Trip」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(2) 次の写真に示すとおり、被包に「MAX Edge 2nd edition」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(3) 次の写真に示すとおり、被包に「360 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2　失効理由

当該知事監視製品が和歌山県薬物の濫用防止に関する条例第17条第1項に規定する知事指定薬物に該当するに至ったため

3　失効年月日

平成26年11月21日

和歌山県告示第1451号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成26年11月21日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　知事監視製品

(1) 次の写真に示すとおり、被包に「METEORITE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(2) 次の写真に示すとおり、被包に「EROMETAL エロメタル」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(3) 次の写真に示すとおり、被包に「apoLLo13」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(4) 次の写真に示すとおり、被包に「Elizabeth 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
(5) 次の写真に示すとおり、被包に「William 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
(6) 次の写真に示すとおり、被包に「HUSTLER INCENCE LOVE PURPLE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
(7) 次の写真に示すとおり、被包に「HYPER COOL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(8) 次の写真に示すとおり、被包に「ASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(9) 次の写真に示すとおり、被包に「ASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(10) 次の写真に示すとおり、被包に「お香71」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(11) 次の写真に示すとおり、被包に「GOLD JOHNNY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(12) 次の写真に示すとおり、被包に「POWER SEEDS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(13) 次の写真に示すとおり、被包に「BLACK ANGEL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(14) 次の写真に示すとおり、被包に「Chemical Ice&Fire」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(15) 次の写真に示すとおり、被包に「RAINBOW ROOT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(16) 次の写真に示すとおり、被包に「雪月花」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(17) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Strong」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(18) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Feminine」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(19) 次の写真に示すとおり、被包に「ASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(20) 次の写真に示すとおり、被包に「ASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(21) 次の写真に示すとおり、被包に「angel Eyes NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(22) 次の写真に示すとおり、被包に「JOHANNES GABRIEL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(23) 次の写真に示すとおり、被包に「Pakalolo BlueBerry Kush new 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(24) 次の写真に示すとおり、被包に「Dutch Skunk new 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2　指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3　施行期日

平成26年11月21日

和歌山県告示第1452号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第17条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成26年11月21日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　知事指定薬物

(1) 化学名　1-（3,4-ジメトキシフェニル）-2-（ピロリジン-1-イル）ヘキサン-1-オン（通称名3,4-Dimethoxy-α-PHP）及びその塩類

(2) 化学名　1-（3,4-メチレンジオキシフェニル）-2-（ピロリジン-1-イル）ヘキサン-1-オン（通称名3,4-Methylenedioxy-α-PHP）及びその塩類

(3) 化学名　1-（2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル）-2-（ピロリジン-1-イル）ペンタン-1-オン（通称名5-DBFPV）及びその塩類

(4) 化学名　1-フェニル-2-（ピロリジン-1-イル）ノナン-1-オン（通称名α-PNP）及びその塩類

2　指定理由

濫用することにより、興奮等の作用を人の精神に及ぼし、人の健康に被害が生じるため

3　施行期日

平成26年11月21日

和歌山県告示第1453号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年11月21日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール和歌山

和歌山県和歌山市中字楠谷573番地

2　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンモール株式会社　代表取締役　岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3　変更する事項

駐輪場の位置

（変更前）

位置	収容台数
駐輪場No.1　（縦覧図書別紙図面1　建物配置図＜変更前＞）	484台
駐輪場No.2　（縦覧図書別紙図面1　建物配置図＜変更前＞）	181台
合計	665台

（変更後）

位置	収容台数
駐輪場No.１　（縦覧図書別紙図面2　建物配置図＜変更後＞）	221台
駐輪場No.２　（縦覧図書別紙図面2　建物配置図＜変更後＞）	171台
駐輪場No.３　（縦覧図書別紙図面2　建物配置図＜変更後＞）	273台
合計	665台

4　変更年月日
　平成26年12月13日
5　変更する理由
　消費者の利便性に供するため。
6　届出年月日
　平成26年11月11日
7　届出の縦覧場所
　和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
　和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番丁23番地）
8　届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
　縦覧期間　平成26年11月21日から平成27年3月23日まで
　時間帯　午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1454号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

　平成26年11月21日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　森林計画区の名称
(1) 紀北森林計画区（和歌山市一円、海南市一円、橋本市一円、紀の川市一円、岩出市一円、海草郡一円及び伊都郡一円）
(2) 紀中森林計画区（有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円）
(3) 紀南森林計画区（田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡一円及び東牟婁郡一円）
2　縦覧場所
(1) 紀北地域森林計画
　和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局地域振興部林務課、那賀振興局地域振興部林務課及び伊都振興局地域振興部林務課
(2) 紀中地域森林計画
　和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局地域振興部林務課及び日高振興局地域振興部林務課
(3) 紀南地域森林計画
　和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局地域振興部林務課及び東牟婁振興局地域振興部林務課
3　縦覧期間
　平成26年11月21日から同年12月15日まで

和歌山県告示第1455号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年11月21日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東牟婁郡串本町（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1456号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年11月21日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

1　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

貴志川右支渓（1-303-1-013）、愛宕（Ⅰ-545）、福田（1）（Ⅰ-546）、福田（201）（Ⅱ-2612）、福田（202）（Ⅱ-2613）、福田（203）（Ⅱ-2614）、福田（301）（Ⅲ-1443）、福田（302）（Ⅲ-1444）、福田（303）（Ⅲ-1445）、福田（101）（Ⅱ-90091）、福田（102）（Ⅱ-90092）

(3)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4)　法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2　土砂災害警戒区域

(1)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2)　土砂災害警戒区域の名称

貴志川右支渓（1-303-2-013）、貴志川左支渓（1-303-2-069）

(3)　土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（4）法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1457号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年11月21日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定年月日	道路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3266	田辺市稲成町字天王原2650番1の一部、2650番6の一部	田辺市あけぼの18番6号 紀陽住建株式会社 代表取締役　菅原国男	平成 26.11.12	4.00	35.00

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第14号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年11月21日

和歌山県人事委員会委員長　守　屋　駿　二

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「研究補助員の職」の次に「道路管理技術員の職、動物保護指導員の職、農林技術専門員の職、畜産技術専門員の職、水産技術専門員の職」を加える。

附　則

この規程は、告示の日から施行する。

和歌山県人事委員会告示第15号

平成2年和歌山県人事委員会告示第2号（選考職種の採用資格要件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成26年11月21日

和歌山県人事委員会委員長　守　屋　駿　二

第2項の表研究補助員の職の項の次に次のように加える。

道路管理技術員の職	道路の管理及び維持修繕に関する知識・技能を有する者
動物保護指導員の職	動物飼養に関する知識・技術を有する者
農林技術専門員の職	植物の生理生態及び農林業に関する知識・技術を有する者
畜産技術専門員の職	家畜及び家禽の生理生態並びに畜産業に関する知識・技術を有する者
水産技術専門員の職	水産生物の生理生態及び水産業に関する知識・技術を有する者

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第111号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年11月21日

和歌山県選挙管理委員会委員長　上　山　義　彦

第1項の表中

「

医療法人洗心会 玉　置　病　院	田辺市上屋敷町147番地

」を

「

特定医療法人洗心会 玉　置　病　院	田辺市上屋敷町二丁目5番1号

」に改め、

第2項の表中

「

住宅型有料老人ホーム 福　の　里	和歌山市和歌浦東3丁目5番32号

」を

「

住宅型有料老人ホーム 福　の　里	和歌山市和歌浦東三丁目5番32号
住宅型有料老人ホーム オ　リ　ー　ブ　の　木	和歌山市砂山南二丁目4番18号
サービス付き高齢者向け住宅 お　ひ　さ　ま	和歌山市弘西579

」に、

「

有田市立養護老人ホーム 長　寿　荘	有田市山地57番地

」を

「

社会福祉法人守皓会 養護老人ホーム長寿荘	有田市山地57番地

」に改める。